

施設利用に当たっての留意事項

公益財団法人島根県環境管理センター
(クリーンパークいずも)
電話：0853-48-2233

1 はじめに

1-1 ■本書記載内容の遵守

当施設での産業廃棄物の最終処分委託を希望される場合は、最初に、本書「施設利用に当たっての留意事項」の遵守に同意していただく必要があります。そのうえで、申込書等の提出、そして契約締結となります。本書記載内容をご確認いただくとともに、産業廃棄物の運搬を委託される場合の収集運搬業者の方など関係者への周知徹底も併せてお願いします。

なお、契約締結後であっても、この留意事項を遵守していただけない場合は、お取引の停止や中止をさせていただきますことがありますのでご承知おきください。

1-2 ■しまね循環型社会の実現に向けて

現在、島根県においては、再生可能な資源を利活用しつつ、環境と経済が継続的に好循環して、発展、繁栄する「しまね循環型社会」の構築を目指して、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルを促進しています。

産業廃棄物の最終処分場においては、減量化やリサイクル等を経た廃棄物を受入れるべきものであることから、排出事業者の皆様には、発生した産業廃棄物については、徹底した分別により、廃棄物の減量化やリサイクルを行っていただきますようお願いいたします。

2 申込・契約締結

2-1 ■産業廃棄物処分委託申込

当施設での産業廃棄物の最終処分委託を希望される場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、当財団との間で事前に「産業廃棄物処分委託契約書」を取り交わす必要があります。同契約を交わすためには、最初に、「産業廃棄物処分委託申込書」と「産業廃棄物処分委託確認シート」に必要事項をご記入のうえ、その他添付書類等とともに、郵送等により提出してください。当財団においては、提出されたこれらの書類の事前審査を行い、不明な個所や処分料金の支払い方法について電話により確認させていただきます。

2-2 ■申込(契約)可能な産業廃棄物

当財団では、事業活動に伴って排出された産業廃棄物のうち、「3-2 ■産業廃棄物の受入基準及び注意事項」に掲げる表の【種類】欄の廃棄物のみ申込みが可能です。

<注意>

- ・家屋解体などの事業活動に伴って発生する産業廃棄物には、家財道具などの残置物は含まれません。残置物は一般廃棄物となります。

2-3 ■処理料金

別途料金表をご確認ください。

2-4 ■産業廃棄物処分委託契約の締結

申込書等の事前審査が完了した後に作成する契約書に、排出事業者と当財団の双方が記名押印して契約が成立します。産業廃棄物の搬入は、これ以降となります。

<注意>

- ・契約書や申込書の内容に変更(特に産業廃棄物の種類、数量の変更)が生じた場合は、受入れができない場合がありますので、早めに変更の手続きを行ってください。
- ・契約期間が満了になりますと、産業廃棄物の搬入ができませんので、契約期間の確認は必ず行ってください。契約期間が満了し、かつ当施設での産業廃棄物の最終処分委託を希望される場合は、改めて、「2-1■産業廃棄物処分委託申込」から、契約の手続きを行ってください。

3 産業廃棄物の受入基準等

3-1■搬入前の確認

産業廃棄物を搬入する際は、契約書第2条第2項に記載された産業廃棄物の種類と量、廃棄物処理料金、支払方法及び契約期間などの事項について、改めてご確認ください。

3-2■産業廃棄物の受入基準及び注意事項

当施設で受入可能な産業廃棄物は、契約書に記載のあるものであって、かつ、下表の受入基準に適合するもののみです。また、注意事項も併せてご確認ください。

種類	受入基準及び注意事項
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・含水率が85%以下であること ・腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと ・万一、道路等に流出した場合は、お客様の責任で除去、道路清掃すること
木くず(★)	<ul style="list-style-type: none"> ・最大長が2m以下、直径が30cm以下であること ・破砕機にかけられるよう金属等は分離すること
紙くず(★)	<ul style="list-style-type: none"> ・最大長が2m以下、梱包されているものにあつては最大径概ね1m以下であること
繊維くず(★)	
燃え殻	<ul style="list-style-type: none"> ・含水率が85%以下であること ・火気を帯びていないこと。また、60度以上の熱を帯びていないこと ・フレコンバッグ等による梱包や散水による湿潤化等を行い飛散防止の徹底を図ること ・万一、道路等に流出した場合は、お客様の責任で除去、道路清掃すること
ばいじん	
鉱さい	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径が30cm以下であること ・火気を帯びていないこと。また、60度以上の熱を帯びていないこと ・フレコンバッグ等による梱包や散水による湿潤化等を行い飛散防止の徹底を図ること
政令13号廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・処理方法が明記されている書類が添付されていること
廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・最大長が2m以下、直径が30cm以下であること ・廃タイヤについてはホイールが外されていること。また、タイヤのサイズが普通車を超えるものは、申込時点で当財団と相談すること ・発泡スチロールなど気泡を多く含むものは、受入れできません。
ガラスくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径が概ね30cm以下であること ・中空の状態でないこと
金属くず	
がれき類	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径が概ね50cm以下であること
ゴムくず	<ul style="list-style-type: none"> ・最大長が2m以下、直径が30cm以下、梱包されているものにあつては最大径1m以下であること

★=業種指定あり

<その他注意事項>

- (1) 石綿含有産業廃棄物ではないことが証明できない廃棄物は、すべて石綿含有産業廃棄物としての扱いになります。石綿含有産業廃棄物は、梱包後、梱包袋等に「石綿含有産業廃棄物」と記入したうえで搬入してください。マニフェスト(産業廃棄物管理票)にも石綿含有産業廃棄物であることを記入してください。
なお、荷降ろしは梱包袋等が破れないように行ってください。
- (2) 容器類は、容器の中に内容物が残らないよう十分洗浄し、キャップは外してください。また、接着剤、目地材等揮発性のものは、容器を二つに切るなどして、十分乾燥させてください。
- (3) ドラム缶による廃棄物の搬入は可能ですが、お客様の責任で荷降ろしし、ドラム缶の持ち帰りが可能な場合に限ります。

4 産業廃棄物の受入(処分場内)

契約書に記載のない廃棄物や当施設の受入基準に適合しない廃棄物が持ち込まれた場合などは、その廃棄物はお持ち帰りいただきます。

4-1 ■ 受付日時

- (1) 受付日 : 月曜日から金曜日まで(土日、祝日、夏季、年末年始、特定日を除く。)
※夏季:8月13日～16日、年末年始:12月31日～1月5日
※特定日:毎月第3水曜日の午後(当分の間)
- (2) 受付時間 : 午前/8時30分から11時45分まで
午後/13時00分から16時30分まで

<注意> 通学時間帯(午前7時40分から8時20分まで)は、稗原町・宇那手町地内の通行はしないでください。

4-2 ■ 計量

搬入の際は、車両と産業廃棄物の総重量が最大25トン未満となるようにしてください。

4-3 ■ マニフェスト(産業廃棄物管理票)の記載義務

- (1) マニフェストは、排出事業者の責任で記載することとなっています。事前に産業廃棄物の種類及び数量などの必要事項全てを正確に記入してから受付をしてください。
- (2) 事業場(排出事業場)欄は、実際に産業廃棄物が発生した事業場・工事現場等の名称・所在地等を記入してください。

4-4 ■ 目視検査

受付・計量時に、全車両について搬入廃棄物の目視検査を実施し、持ち込まれた産業廃棄物、マニフェスト、契約書について照合等審査を行います。このため、受付に時間を要する場合がありますので、ご承知おきください。

なお、目視検査を行う際は、荷台のシートを剥がしていただく必要がありますのでご協力をお願いします。また、荷台での作業時には安全確保に努めてください。

4-5 ■ 制限速度の厳守

搬入道路(いずれも配送前看板～埋立地)は、20km/hの速度規制を行っています。

近くに民家がありますので、速度規制を厳守し、騒音防止にご協力ください。

また、事故のないよう交通安全に気をつけて搬出入してください。

4-6 ■ 飛散防止対策等の実施

廃棄物の搬入に当たっては、搬入車両の荷台をシートで覆うなど、廃棄物の飛散防止を徹底してください。また、過積載のないようにしてください。

なお、目視検査を行う時以外は、廃棄物の荷降しまで必ず荷台をシートで覆ってください。

4-7 ■ 搬入車両

1. 搬入車両

- (1) 受付計量時に廃棄物の内容確認ができない、あるいは確認しづらい車種車両(例えば、パッカー車や吸引車等)での搬入は原則お断りいたします。
- (2) 車両の整備不良によるオイル漏れなどにより搬入道路が汚染された場合は、お客様の責任において洗浄作業を行っていただきます。
- (3) 搬入路等で停止し、車から離れる際には、必ず輪止めをしてください。(「伝票受領者停車位置」は除く)

2. 産業廃棄物運搬車両の表示義務(島根県)

- (1) 表示場所 : 車体の両側面
- (2) 色 : 識別しやすい色で表示
- (3) 記載事項 : 「産業廃棄物運搬車(1文字あたり 5cm 以上)」
「排出事業者の名称又は氏名(1文字あたり 3cm 以上)」
※収集運搬事業者は、許可番号(下6桁、1文字あたり 3cm 以上)の記載も必要

産業廃棄物運搬車(1文字あたり 5cm 以上) 〇〇〇〇株式会社(1文字あたり 3cm 以上) 〇〇〇〇〇〇〇号(1文字あたり 3cm 以上:収集運搬業者)
--

4-8 ■ 強風時における受入制限

暴風・強風に伴う飛来物による事故及び搬入車両からの転落事故等を防止するとともに、廃棄物の飛散による周辺環境の汚染を防止するため、産業廃棄物の受入れに際して、下表の適用要件に該当する時は受入れを中止します。

なお、受入中止ののち、下表の解除要件に該当することとなった場合は、受入中止を解除します。

適用要件	暴風(暴風雪)警報、竜巻注意情報又は強風(風雪)注意報(「警報等」という。)が発表され、かつ、場内の平均風速が 6m/s 以上の場合、産業廃棄物の受入れを中止する。
解除要件	場内の平均風速が 6m/s 未満となった場合は、産業廃棄物の受入中止を解除する。

(注1) 受入れの中止、受入中止の解除については、当財団ホームページに掲載しますが、事前に、強風等に係る警報、注意報等の発表状況などを、テレビ、ラジオ、インターネット等でもご確認ください。

(注2)受入れ可否の問い合わせについては、問い合わせを受けた時は受入中止を行って
いなくても、当施設に搬入された際には、受入中止となっていることもありますので、
あらかじめご了承ください。

(注3)産業廃棄物の受入中止により生じた排出事業者及び収集運搬事業者の不利益等
については、当財団はその責を一切負いません。

4-9 ■大雨、地震、大雪等における受入制限

上記強風以外でも、大雨、地震、大雪、その他自然災害により安全確認及び安全確保のため、廃
棄物の受入れが困難と判断した場合は、受入れを中止することがありますのでご理解願います。
なお、冬期間は、路面凍結による事故防止のため、チェーン規制をする場合があります。

5 廃棄物の荷降ろし

契約書に記載のない廃棄物や当施設の受入基準に適合しない廃棄物が持ち込まれた場合などは、
その廃棄物はお持ち帰りいただきます。

5-1 ■廃棄物の荷降ろし

埋立地内での廃棄物の荷降ろしについては、必ず係員の指示に従ってください。なお、荷降ろしは、
お客様で手降ろしされるか、荷降ろしのための機材(ユニック等)をご用意ください。
また、荷降ろしに時間がかかる場合は、早めに受付していただくなどご協力をお願いします。

5-2 ■展開検査

荷降ろしした廃棄物は、再度、産業廃棄物の検査・確認を行う展開検査を実施しますので、検査終
了まで、その場で待機してください。検査結果については、お客様にも確認していただきます。

6 退出

6-1 ■タイヤの洗浄

埋立場内から退出するときは、必ず洗車施設でタイヤを洗浄してください。

6-2 ■再計量

再計量する場合は、「伝票受領者停車位置」の看板付近には停車せず、計量待ちの車両の最後尾
に並んでください。